

14-(4) ライフライン関係  
( ガ ス )

## ガス施設の状況

会社名	種別	施設名	基	能力	単位	備考
静岡ガス株式会社	幹線・送出 管理センター	貯蔵設備 廃止のため 0基				

会社名	種別	施設名	基	能力	単位	備考
清水エルエヌジー株式会社	袖師基地	発生設備	8	451,111	m <sup>3</sup> N/時	L N G L P G
	〃	貯蔵設備	3	337,900	kℓ	
	〃	〃	6	8,346	k1	

会社名	供給区域	需要戸数	備考
静岡ガス株式会社	東 部 支 社 沼 津 市	42,272※	

※2023年12月の使用中戸数

(酸 素)

番号	事業所名	所在地	
1	百 一 産 業 (株)	沼津市沼北町2丁目15-2	37, 263m <sup>3</sup>
2	(有)井田ダイビングセンター	沼津市井田浜田348-3	348m <sup>3</sup>
3	(有) は ご ろ も はごろもマリンサービス大瀬崎	沼津市西浦江梨大瀬崎990-2	1, 112m <sup>3</sup>

(ガ ス 供 給 施 設)

番号	名 称	所 在 地	ガスの種類	備 考
1	日 本 ガ ス 興 業 (株) 原 基 地	沼津市原430	液化石油ガス	
2	富 士 ツ バ メ (株) 沼 津 支 店	沼津市植田20	〃	
3	(株)鈴与ガス あ ん し ん ネ ッ ト 三 島	沼津市大岡1	〃	
4	佐藤運輸(株)	沼津市根古屋1024-7	〃	H9.5.21場所 移動(移動 式)
5	(株)フジヤガバナンス 沼津オートガススタンド	沼津市大岡1514-1	〃	

(危害予防規程の届出が必要なもの)

## 市内ガス事業者一覧表

### (都市ガス)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
静岡ガス(株)東部支社	410-0012	岡一色809	927-2811	

### (エルピーガス)

#### 第1ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	(株)ウシオガス	410-0312	原2606-29	966-1528	
2	栗田商店	410-0319	井出1254	966-4366	
3	サイトウプロパン	410-0309	根古屋136-42	966-4101	
4	(有)杉山丑雄商店	410-0312	原346	966-0161	
5	富士ツバメ(株) 沼津支店	410-0316	植田20	966-5321	
6	日本ガス興業(株) 原基地	410-0312	原430	966-1101	
7	ジェイエイ静岡 燃料サービス(株) 沼津営業所	410-0315	桃里林添120-2	966-1662	
8	(株)ハローG沼津支店	410-0309	根古屋155-1	955-9742	

#### 第2ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	伊海商店	410-0103	江浦137-1	939-0022	
2	(有)大谷油店	410-0241	西浦古宇1079	942-3055	
3	塩川総業(株)	410-0822	下香貫塚田2263	931-1391	
4	(有)マキヤ燃料	410-0106	志下217	931-1456	
5	西浦プロパンガス 商会	410-0231	西浦木負767-10	942-2275	
6	(株)山崎商店	410-0223	内浦三津193	943-2319	

### 第 3 ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	(有)市川酸素	410-0831	市場町16-7	931-0893	
2	(株)サイサン 沼津営業所	410-0821	大平2921-1	932-2464	
3	(有)鈴木ガス工業	410-0822	下香貫宮脇337-9	931-1995	
4	(有)タケナカ	410-0832	御幸町9-27	931-5176	
5	富士伊豆農業協同 組合	411-0803	三島市大場491	979-1037	

### 第 4 ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	植松燃料(株)	410-0867	真砂町9-2	962-2170	
2	真野燃料(株)	410-0848	千本西町29	962-0833	
3	鈴与商事(株) 沼津LPGセンター	410-0022	大岡1	972-4801	
4	日本ガス興業(株) 沼津営業所	410-0022	大岡422	962-3445	

### 第 5 ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	(株)T O K A I 沼津支店	410-0003	新沢田町2-21	921-5390	
2	(株)百一酸素	410-0058	沼北町2-15-33	921-0192	
3	静岡ガスエネルギー 一(株)東部支店	410-0012	岡一色808	927-3720	
4	エネジン(株) 沼津営業所	410-0062	宮前町10-2	929-8377	

## 第 6 ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	レモンガス(株) 沼津支店	410-0007	西沢田399-3	924-4355	
2	富士酸素工業(株) 沼津支店	410-0007	西沢田131-1	929-1919	

## 第 7 ブロック

	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	摘要
1	戸田漁業協同組合	410-3402	戸田339	0558-94-2081	
2	(有)へダ設備工業部	410-3402	戸田1087-2	0558-94-2120	
3	山崎商事(株)	410-3402	戸田68-53	0558-94-3321	
4	山崎商店	410-3402	戸田914-2	0558-94-2133	

# 沼津市ガス保安対策連絡会議設置要領

〔 制 定 平成28年4月1日 〕

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県地下道等安全対策推進要綱（昭和55年静岡県告示第1021号）第2章第7に基づく沼津市ガス保安対策連絡会議（以下「市連絡会議」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 平常時におけるガスの安全対策に関すること。
- (2) 異常時における緊急措置に関すること。
- (3) その他ガスの保安対策上必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 市連絡会議は、防災行政機関、指定公共機関、ガス事業者等及びガス使用者等の中から別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 会長は、市長をもって充て、会議を総理する。
- 3 副会長は、危機管理監及び建設部長をもって充て、会長を補佐する。

(会議)

第4条 市連絡会議は、会長が招集し、その座長となる。

- 2 特別の事項を審議するために必要があるときは、専門家の参画を求めることができる。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、市連絡会議の議事その他市連絡会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(庶務)

第6条 市連絡会議の庶務は、危機管理課において行う。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。



## ガス爆発事故等防止対策に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、沼津市内におけるガス漏れ事故及びガス爆発事故等（以下「ガス漏れ事故等」という。）の発生に際し、第2条に規定する関係各機関相互の連絡、通報、出動体制及び任務分担等について協定し、現場活動の円滑化を図り被害を最小限に止めることを目的とする。

(協定機関)

第2条 この協定は、次に掲げる各機関（以下「協定機関」という。）相互間において締結するものとする。

- (1) 沼津市
- (2) 沼津警察署
- (3) 駿東伊豆消防本部
- (4) 静岡ガス株式会社東部支社
- (5) 社団法人静岡県プロパンガス協会東部支部沼津地区会
- (6) 東京電力株式会社沼津支店沼津営業所
- (7) 東京電力株式会社沼津支店三島営業所
- (8) 東京電力株式会社沼津支店大仁営業所

(協定の対象とする事故等)

第3条 この協定の対象とするガス漏れ事故等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) 故意によるガス放出事故
- (5) その他協定機関の対応を必要とする事故

(任務分担)

第4条 ガス漏れ事故等の現場（以下「現場」という。）における協定機関の任務分担は、次のとおりとする。

- (1) 火災警戒区域又は消防警戒区域（以下「火災警戒区域等」という。）の設定  
ア．消防機関が行うことを原則とする。  
イ．警察機関は、消防機関の行う火災警戒区域等の設定に協力するものとする。
- (2) ガス検知活動  
ア．第2条第3号、第4号に掲げる協定機関（以下「ガス事業者等」という。）が行うことを原則とする。  
イ．消防機関は、火災警戒区域の設定に必要なガス検知活動を行うものとする。
- (3) 交通規制  
警察機関が行うものとする。
- (4) 避難の指示  
ア．警察機関が行うことを原則とする。  
イ．消防機関は、警察機関の行う避難の指示に協力するものとする。
- (5) 電気の供給遮断等  
東京電力株式会社沼津支店沼津営業所、三島営業所、大仁営業所（以下「東京電力」という。）が行うものとする。
- (6) ガスの遮断等

ア. ガス事業者が遮断等を行うことを原則とする。

イ. 消防機関がガス事業者等より先に現場に到着し、ガス事業者等が未到着の場合等で、消防機関が爆発等の二次災害の発生を防止するため緊急やむを得ないと認める場合は、消防機関がガスの遮断装置等の操作を行うことができるものとする。

(7) 救助、救出活動

消防機関及び警察機関が行うことを原則とする。

(8) 漏洩ガス、滞留ガスの処理

ガス事業者等が行うことを原則とする。

(9) 現場広報

協定機関は、それぞれの任務分担に応じた現場広報を行うものとする。

(通報の取扱い)

第5条 ガス漏れ事故等を最初に覚知した機関は、通報者から通報者の氏名、事故発生場所、ガス漏れの状況等を聴取し、直ちに関係する協定機関に別表により電話等で通報をするものとする。ただし、ガス事業者等が覚知した場合で当該ガス漏れ事故等に対して、ガス事業者等が独自で処理できると判断したときは、通報しないことができる。

2 ガス漏れ事故等を最初に覚知した機関は、通報者に対して必要に応じ、ガス栓の閉止、着火源の排除、換気その他二次災害防止のための必要な措置を指示するものとする。

(出動体制)

第6条 ガス漏れ事故等を覚知し、又は通報を受けた関係する協定機関は、直ちに出動するものとする。

2 各協定機関の出動体制は、第4条に定めるそれぞれの任務分担に応じ、この協定に定める現場の活動が有効、的確かつその責任を完遂できる体制とすること。

(現場本部の設置)

第7条 現場に到着した協定機関の現場責任者は、直ちに集合、協議により必要に応じ、現場付近にガス漏れ事故等現場本部（以下「現場本部」という。）を速やかに設置する。

2 現場本部が設置された場合は、消防の現場本部旗等により、その位置を標示するものとする。

(現場の協議)

第8条 現場本部は、ガス漏れ事故等に係る災害の防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項を協議し、各協定機関は、任務分担に応じ必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 情報の処理に関する事。
- (2) 火災警戒区域等の設定及び範囲に関する事。
- (3) 救助、救出活動に関する事。
- (4) 交通規制に関する事。
- (5) 住民等に関する避難の指示の要否及び範囲に関する事。
- (6) 住民等に対する火気使用制限等の広報に関する事。
- (7) 電気の供給遮断の要否及び範囲並びに電気遮断区域内の送電可否及び範囲に関する事。
- (8) ガスの遮断の要否及び範囲に関する事。
- (9) 漏洩ガス、滞留ガスの処理に関する事。
- (10) 建物等への進入方法に関する事。
- (11) その他必要な事項。

2 現場本部が設置されていない場合においては、消防の現場最高指揮者を中心に協議して必要な措置をとるものとする。

(現場の活動)

第9条 協定機関は、次の各号に掲げる事項に留意し、それぞれの現場活動を行うものとする。

(1) 火災警戒区域の設定範囲

火災警戒区域の設定範囲は、原則として次のとおりとする。ただし、必要に応じて設定範囲を拡大又は縮小するものとする。

ア. 地下街等

当該地下街等全体及びその地上部分にあつては、ガス漏れ場所から半径100メートルを越える範囲

イ. その他の場所

ガス漏れ場所から半径100メートルを越える範囲

(2) ガス検知活動

ア. ガス事業者等及び消防機関はガス検知活動を行う場合は相互に緊密な連携を保ち、迅速かつ的確に行うものとする。

イ. ガス爆発危険区域は、おおむねガス爆発下限界の3分の1以上のガス濃度の区域とし、当該濃度のガスを検知した場合は、直ちに現場本部に報告し、必要な措置をとるものとする。

(3) 電気の供給遮断等

東京電力は、現場本部又は協定機関の指示、要請により現場の電気の供給遮断及び同遮断区域内で災害発生のおそれがなく送電可能となった区域の送電作業を迅速かつ的確に行うものとする。

(4) 自家用電気工作物内の電気の遮断

現場において電気事業法第66条第2項に定める自家用電気工作物内の電気の遮断を必要とする場合は、現場本部から当該自家用電気工作物の設置者に、電気の遮断を指示するものとする。ただし、設置者からの遮断要請を受けた場合、又は設置者に遮断指示が不能な場合で緊急に遮断を要する場合は、現場本部又は協定機関の指示、要請により東京電力が遮断の作業を行うものとする。

(5) ガス事業者等によるガスの遮断又は修理等

ガス事業者等は、事故の内容によりガスの遮断又はガス漏洩箇所の探索及び修理等の必要な作業を迅速かつ的確に行うものとする。

(6) 消防機関によるガスの遮断等

消防機関が緊急やむを得ずガスの遮断等を行ったときは、現場に到着したガス事業者等に遮断等の措置の内容を説明し、ガス事業者等は遮断等の状況の再確認をするほか、事後の処置等を引き継ぐものとする。

(7) 情報の収集、処理

収集された情報の処理は、現場本部において協定機関の現場の責任者で協議し処理するものとする。

(8) 交通規制及び避難の指示

ア. 警察機関は、現場付近の交通規制を行うとともに、消防機関の協力を得て火災警戒区域等の区域内にある住民等に対し適切な避難の指示を実施する。

イ. 避難の指示は、ガス事業者等と緊密な連携を保ち、特にガス爆発危険区域内の住民等を最優先に行うものとする。

(9) 救助、救出活動の協力

消防機関及び警察機関は、緊密な連携のもとに他の協定機関の協力を得て、救助救出活動を行うものとする。

⑩ 漏洩ガス、滞留ガス処理の協力

現場に出動した協定機関は、緊密な連携を保ちガス事業者等の行う漏洩ガス、滞留ガス排除活動に協力するものとする。

(事後の措置等)

第10条 現場本部又は出動した協定機関の協議により、災害発生のおそれなくなったと認められた場合における事後措置は、第4条に定める任務分担の機関が次の各号により行うものとする。

(1) 火災警戒区域等の解除

ア. 消防機関は、速やかに火災警戒区域等を解除し、必要な措置を講ずるものとする。

イ. 警察機関は、速やかに交通規制及び避難の指示を解除し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 電気の再供給

東京電力は、電気再供給に関する必要な措置を講じたうえで、電気遮断後の供給再開を行うものとする。

(3) ガスの再供給

ガス事業者等は、ガス利用者等に対する必要事項の周知及び個別点検等二次災害発生の防止措置を講じたうえでガス遮断後のガス供給再開を行うものとする。

(共同訓練の実施)

第11条 協定機関は、本協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

(連絡会議)

第12条 協定機関は、協定事項の円滑な推進を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

(実施細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、それぞれ関係する協定機関相互間で協議して定めるものとする。

(協定書の効力発生)

第14条 この協定書は、昭和56年3月14日から効力を発するものとする。

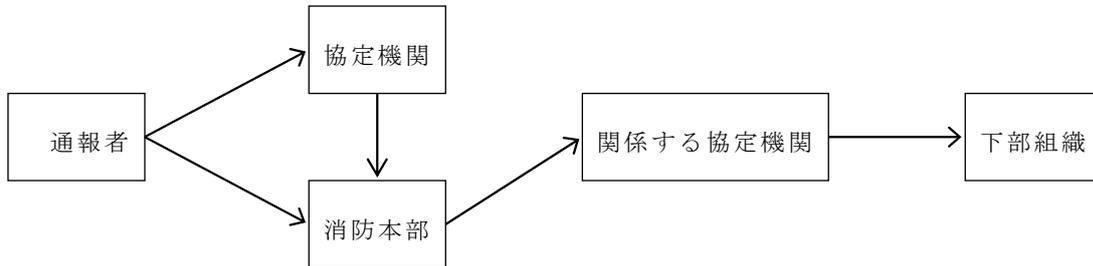
(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため、協定書7通を作成し協定機関がそれぞれ署名押印して各1通を保管する。

昭和56年3月14日

(別 表)

ガス漏れ事故等の連絡系統



連絡に用いる電話番号表

機 関 の 名 称	電 話		加入電話
	緊急電話	専用電話	
沼津市			931-4803
沼津警察署	110		952-0110
駿東伊豆消防本部	119		920-0119
静岡ガス株式会社 東部支社	927-2814		927-2811
静岡県プロパンガス協会 東部支部沼津地区会	923-1070		923-1070
東京電力株式会社沼津支店 沼津営業所			963-0170
東京電力株式会社沼津支店 三島営業所			沼津事業所より連絡
東京電力株式会社沼津支店 大仁営業所			沼津事業所より連絡